

(事業者のみなさまへ)

高圧ガス保安法に基づく完成検査の受検について

栃木県産業労働観光部工業振興課

【検査の日程について】

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号。以下「法」という。）第20条第1項又は第3項の規定に基づく、栃木県知事による完成検査の受検にあたっては、検査の日程について、事前に当課との調整をお願いいたします。

【検査の方法について】

完成検査の方法は、法第20条第5項の規定により、経済産業省令（規則別表）で定められています。事前にご確認いただき、検査当日には、「検査記録等の書類の準備」及び「作動試験の準備」をお願いいたします。

なお、検査を円滑に進めることができるよう、以下の点にもご協力いただきますよう、併せてお願いいたします。

- ① 「検査記録等の書類」については、事前に確認させていただきますので、検査の数日前までに、当課あて送付いただきますようお願いいたします。事前送付が困難である場合は、担当とご相談ください。
※ 配管及び継手類の「肉厚測定結果」をお忘れになるケースが増えております。ご注意ください。
- ② 機器一覧表に記載された機器に対応する、「材料を確認できる書類」を確認・準備していただき、①と併せて事前に当課あて送付していただきますようお願いいたします。「認定試験者試験等成績書」等に材質の記載が無い場合は、別途、材料を証明する書類（いわゆるミルシート等）の準備をお願いいたします。
- ③ 検査当日は、対象となる高圧ガス設備について、検査開始の10分以上前から常用の圧力以上の圧力で保持し、担当職員に圧力及び保持時間についてお知らせください。
- ④ 高所等で、検査当日の気密試験の実施が困難な箇所がある場合は、検査方法について事前に担当とご相談ください。



お問合せ・連絡先
工業振興課保安担当
電話 028-623-3196